

議案第101号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2の49戸手4丁目北地区整備計画区域の表中

「

建築物の敷地面積の最低限度	計画図に示す壁面の位置の制限が定められている敷地内の建築物で、かつ、その全部又は一部を共同住宅の用途に供するものの敷地面積は、1,000平方メートル（計画図に示す壁面の位置の制限が定められている敷地内の建築物で、かつ、その全部又は一部を共同住宅の用途に供するもの以外のものの敷地にあつては、500平方メートル）以上でなければならない。
---------------	---

」

を

「

建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。
---------------	-----------------------------------

」

に改め、同表に次のように加える。

C 地 区 の 区 域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 病院又は診療所 (7) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもので、作業場の用に供する部分を有するものを含む。） (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9) 事務所 (10) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (11) 前各号の建築物に附属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、500平方メートル以上でなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

戸手4丁目北地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。